

大規模小売店舗の新設に関する事項に知事意見書を提出することができる。大規模小売店舗の名称及び所在地、届出者、届出事項、大規模小売店舗の名称、住所及び代表者の氏名、大規模小売店舗の名称、住所及び代表者の氏名、大規模小売店舗の新設をすすめる日、大規模小売店舗内の店舗面積の合計、大規模小売店舗の施設の配置に関する事項、大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

令和四年三月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
大規模小売店舗の名称 ジュンテンドー 所在地 瀬戸内市長船町服部字流田五〇五番二ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社ジュンテンドー 住所 島根県益田市遠田町二一七九番地一 代表者の氏名 代表取締役 飯塚 正
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名  
名称 株式会社ジュンテンドー 住所 島根県益田市遠田町二一七九番地一 代表者の氏名 代表取締役 飯塚 正
- 4 大規模小売店舗の新設をすすめる日  
令和四年十一月一日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
三千三百六十四平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 六十六台
  - (2) 駐輪場の収容台数 十六台
  - (3) 荷さばき施設の面積 四八平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 十・八立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前七時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後九時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後九時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 一箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前五時から午後十時まで

二 届出年月日

令和四年二月二十五日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年三月八日から同年七月八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部産業振興課